

## JSG ニュースレター

### <Tax>

# 産業創新条例第 10 条の 1 の改正条文が 立法院で最終可決

—スマートマシン、5G の投資税額控除適用期間を 2024 年まで延長し、  
サイバーセキュリティ製品・サービスの投資税額控除適用規定を追加—

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2022 年 1 月 27 日付で「産業創新条例」第 10 条の 1 の改正条文が立法院で最終可決（中国語：三読通過）されました。スマートマシン、5G の投資税額控除適用期間が 2024 年 12 月 31 日まで延長されるほか、2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで、サイバーセキュリティ製品・サービスの投資税額控除優遇措置が追加されます。改正前後の比較は、以下のとおりです。

項目	改正前	改正後
スマートマシン	2019/1/1-2021/12/31	2019/1/1-2024/12/31
第 5 世代移動通信システム(5G)	2019/1/1-2022/12/31	2019/1/1-2024/12/31
サイバーセキュリティ製品 またはサービス [注]	不適用	2022/1/1-2024/12/31
適用される支出金額	当該年度の投資支出が 100 万元~10 億元	未改正
控除率および 控除適用期間	一、支出金額の 5%を限 度として、当該年度	未改正

	<p>の営利事業所得税額から控除</p> <p>二、支出金額の 3%を限度として、当該年度から 3 年間、各年度の納付すべき営利事業所得税額から控除</p>	
--	--	--

[注]：サイバーセキュリティ製品またはサービスは、サイバーシステムまたは情報に対する未許可のアクセス、使用、コントロール、漏洩、破壊、改ざん、消去、またはその他の侵害を防止し、その機密性、完全性、可用性の確保を目的とするもので、端末およびモバイルデバイス保護、ネットワークセキュリティ保護、データおよびクラウドセキュリティ保護に係るハードウェア、ソフトウェア、技術または技術サービスが含まれます。

### 勤業衆信の見解

今般追加されたサイバーセキュリティ製品またはサービスの適用範囲について、経済部は関連弁法の改正を急いでおり、営利事業は、関連弁法の改正状況および草案内容に留意する必要があります。また、毎年の支出金額に対する適用限度額は 10 億元であり、営利事業は投資税額控除の機会を逸しないよう、適用期間内（2024 年末まで）に関連する資本的支出の計画を早めに行うことが推奨されます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

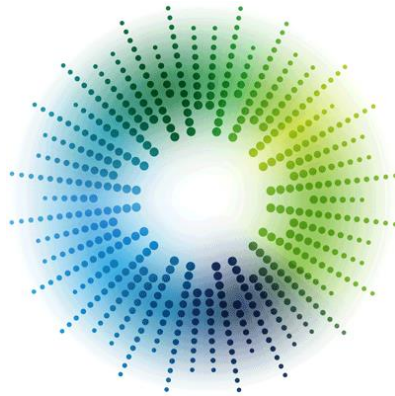


Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、は香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。



## 日商組新聞稿

### <Tax>

立法院三讀通過「產業創新條例」第十條之一修正條文，延長智慧機械及第五代行動通訊系統投資抵減之適用年限至 113 年底，並增列資通安全產品或服務投資抵減之適用規定

立法院於今（27）日三讀通過「產業創新條例」第 10 條之 1 修正條文，延長智慧機械及第五代行動通訊系統投資抵減適用年限至 113 年 12 月 31 日，並自 111 年 1 月 1 日起至 113 年 12 月 31 日止新增資安投資抵減優惠。修法前後比較如下：

項目	修法前	修法後
智慧機械	108/1/1-110/12/31	108/1/1-113/12/31
第五代行動通訊系統 (5G)	108/1/1-111/12/31	108/1/1-113/12/31
資通安全產品或服務 [註]	不適用	111/1/1-113/12/31
適用支出金額	當年度投資支出達 100 萬元~10 億元	未修正
抵減率及抵減年限	一、5%·當年度抵減 二、3%·當年度起 3 年內抵減	未修正

[ 註 ]：資通安全產品或服務，係為防止資通系統或資訊遭受未經授權之存取、使用、控制、洩漏、破壞、竄改、銷毀或其他侵害，確保其機密性、完整性及可用性，運用於終端與行動裝置防護、網路安全維護或資料與雲端安全維護有關之硬體、軟體、技術或技術服務。

### 勤業眾信觀點

新增資通安全產品或服務之適用範疇，經濟部將儘速完成修訂子辦法，營利事業應留意子辦法的修正進度及草案內容；又每年支出適用上限為 10 億元，營利事業應於本項投資抵減適用年限內(113 年底前)即早規劃相關資本支出，把握投資節稅機會。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱 “DTTL” )，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 ( 統稱為 “Deloitte 組織” )。DTTL ( 也稱為 “Deloitte 全球” ) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited ( 簡稱 “DTTL” )、其會員所或其相關實體的全球網絡 ( 統稱為 “Deloitte 組織” ) 均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾 ( 明示或暗示 )，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2022 勤業眾信版權所有 保留一切權利